

一般社団法人宮崎県理学療法士会情報掲載に関する規程

(趣旨)

第1条

この規程は一般社団法人宮崎県理学療法士会のホームページへの掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

(掲載料)

第2条

掲載料は無料とする。

(掲載判断方法)

第3条

本会、日本理学療法士協会、都道府県理学療法士会、関連団体（賛助・後援・協賛）のものに関しては掲載採用基準をもとに事務局が判断し掲載を承諾する。その他の団体からの依頼や判断が難しい場合は、理事会で決定する。

(掲載採用基準)

第4条

掲載採用基準は以下通りとする。

- 一. 本会および会員にとって有益な情報であること。
- 二. 理学療法の専門的知識および技能の向上に関するものであること。
- 三. 公益性が高く、広く県民に普及・啓発できること（受益者が一部に偏らない）。
- 四. 主催者の概要ならび研修会の目的・内容が明確であり当会の目的をみたすもの。
- 五. 受講費など受益者負担が妥当であること。
- 六. 日本国内で開催されるもの。
- 七. 営利目的でないこと。

(掲載内容の責任の所在)

第5条

掲載された内容についての一切の責任は申込者が負うものとし、掲載により第三者に損害を与えた場合は申込者の責任及び負担において解決するものとする。

(掲載手続)

第6条 申請の際は下記の必要事項を明記し事務局に申請すること。

研修会・セミナー・イベントの名称、主催者名・団体名、内容、日時、会場、受講料、講師氏名、参加対象、定員、申込方法（郵便番号、住所、担当者名、電話番号、FAX 番号、メールアドレス）

(掲載期間)

第7条

掲載期間は研修会等の終了日までとし、終了後7日以内に削除するものとする。

(附則)

この規程は平成29年5月1日から施行する。